ができます。 ※特例措置により、 月1日までに生まれた方は 当する方のうち 割負担になります 昭 2割に該 和19年4

下の方等

年金収

入 80

3万円以

住民税非課税

区分Ⅱ

区分I非該当の

は3割)

で医療を受けること

①現役並み所得者 課

脱税所

得

未満の方

課税所得145

万円

得者に該当する方について

#### 7月下旬に郵送します。 替わります。 i受給者証(青色のカード)は 70歳以上の方がお持ちの高 から使える新しいカードを 年8月で新しいカードに切 玉 民健 受給者証 康保険に加入してい 郵送します 対象者には8 を

歳以上の方がお持ちの

お問合せ 国保年金課国保係 **2**029-885-0340 (内線)116

民健康保険

お持ちの方も8月以降分はい方が対象。現在認定証を、国民健康保険税に滞納がな が 新たに申請が必要です。 減額になります。

療機関等の窓口に提示する 1 カ月の自己負担限度額 が交付されます。 現在認定証を険税に滞納がな この 緒に

医

# 減額認定証の申請 度額適用 標準負担

認定証を被保険者証と一 一帯の方は、 |額適用・標準負担額減額認 証 民税が課税されて 申請により 11 額 な

度

# 度額が変わります 高額療養費の自己負担限 70歳以上の方の つ 一限額を超えた場合、 1 限

なります 8月より下表のとおり変更と については上限額が平成29年 給されますが、 えた分が高額療養費として支 た自己負担額が決められた カ月に医療機関等に支払 70歳以上 その 0 超

高齢受給者証の使い

方

の窓口に提示すると、

自己

被保険者証と一

緒に医療機

(担割合が2割※

(現役並み

【所得区分】

## 平成29年8月以降の自己負担限度額(70歳以上)

## 青字の部分が変更箇所

所得区分	外来 (個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	57,600円 改正前44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%(多数回44,400円)
一 般	14,000円(年間上限144,000円	57,600円(多数回44,400円)
区分Ⅱ	8,000円 改正前12,000円	24,600円 改正前44,400円(多数回なし)
区分Ⅰ	8,000円	15,000円

※多数回は、過去12カ月に4回以上、高額療養費の支給があった場合の4回目以降の額となります。

## 平和の尊さ ともに考えましょう

核兵器のない平和な世界は、私たちすべての願 いです。村では昭和63年に「非核平和美浦村宣言」 を行い、以来、推進協議会を設置し、非核平和パ ネル展、広島市の平和記念式典派遣等の活動を行 っています。今年も協議会では、次の事業を実施 します。この機会にもう一度、平和の尊さについ て考えてみましょう。

#### 【広島市平和記念式典派遣】

◇日程 8月5日~7日 \*小学生・保護者等を派遣

#### 【非核平和パネル展】

8月1日(火)~8月15日(火) ◇期間

◇場所 美浦村中央公民館

美浦トレーニング・センター厚生会館

■ 非核平和美浦村宣言推進協議会

事務局 役場総務課☎029-885-0340(内線205)

## 美浦村子ども議会を開催します

次代を担う美浦中学校の 生徒が、1日だけ美浦村の 子ども議員になり、村の執 行部に対して一般質問を行 います。質問内容は、子ど も議員自身が中学生の目線 や発想で村の将来を考え、



準備したものです。ぜひ傍聴にお越し

7月24日(月)午前9時~正午(予定) ◇日時

◇場所 役場3階美浦村議会議場

どなたでも傍聴できます ◇傍聴

※傍聴席は30席先着順です。

◇主催 美浦村議会

◇問合せ 美浦村議会事務局

☎029-885-0340(内線301・302)